

## 学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は学校法人瓜生山学園（以下「本法人」という。）における、コンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本法人の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。以下「役職員」という。）が、業務遂行に当たって、関係法令や学内規程等を遵守することを言う。

### (役職員の責務)

第3条 役職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

### (最高責任者)

第4条 本法人のコンプライアンス推進における最高責任者は、理事長とする。

### (統括責任者)

第5条 本法人にコンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、コンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は事務総局長とする。

3 統括責任者は、本法人の各組織においてコンプライアンスの推進が図れるよう、コンプライアンスに関する業務を統括するとともに、必要な措置を講じるものとする。

### (コンプライアンス事案の防止)

第6条 本法人の設置する大学または学校の学長、校長、園長は、コンプライアンスに反する事案を防止する観点から、その掌理する業務のコンプライアンスに関する事項について把握し、部局の長の協力のもと役職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等の理解を増進するために必要な教育及び研修並びに周知を行うものとする。

### (コンプライアンス事案への対応)

第7条 コンプライアンスに反する事案を把握したときの対応は、「学校法人瓜生山学園 公益通報者の保護に関する規程」を準用する。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、法人課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附則 この規程は、2007年8月1日から施行する。

附則 この規程は、2019年4月1日から改定施行する。